

非常変災時における生徒の登校について

1. 台風接近等の場合

- (1) 午前7時現在で「暴風警報」（「東部大阪」区域 または「守口市」、以下同じ）または、「レベル4危険警報、レベル5特別警報」が発令中の場合は自宅待機とします。

	(旧)	(新)				
		河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	
特別警報	警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	
	警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	
警報	警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	
注意報	警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	
	警戒レベル1	早期注意情報				

(気象庁:「新たな防災気象について」から引用)

- (2) 午前10時までに「暴風警報」または、「レベル4危険警報、レベル5特別警報」が解除された場合は、その時点から登校させてください。(この場合、給食は実施されます。)

- ① 午前7時を過ぎて8時までに 暴風警報が解除された場合は、1時間目(8:55)に授業開始、予鈴(8:50)
- ② 午前8時を過ぎて9時までに 暴風警報が解除された場合は、2時間目(9:55)に授業開始、予鈴(9:50)
- ③ 午前9時を過ぎて10時までに 暴風警報が解された場合は、3時間目(10:55)に授業開始、予鈴(10:50)

- (3) 午前10時以降も 上記の警報発令中 の場合は 休校 といたします。

- (4) 生徒が登校した後に、「暴風警報」または、「レベル4危険警報、レベル5特別警報」が発表された場合は、状況判断をしつつ、速やかに下校措置を講じます。

2. 地震発生の場合

- (1) 生徒の登校以前に、守口市域に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、臨時休校とします。

- (2) 「震度5弱」未満 であっても、被害の状況に応じ自宅待機とします。